

# 流山市市民参加推進委員会の評価シート

対象事業名	流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
担当課	行政改革推進課

## ① 市民参加の方法の選択について

市民全員に関係するマイナンバー制度の取扱い条例に関する事業であり、有識者による審議会とパブリックコメントの選択は妥当と評価する。さらに、パブリックコメントに加え、マイナンバー制度の説明会を兼ねた意見交換会を実施すれば、より一層、市民の意識向上の為に更に良かったのではないかと。

《各委員からの意見》

- ・パブリックコメントの実施にあたって、本条例と「マイナンバー制度の施行に伴う手数料条例の改正」と合わせて実施したことは評価するが、意見交換会については、「マイナンバー制度の施行に伴う手数料条例の改正」のみを実施し、本条例については意見交換会の実施がなかったこのことについては多少疑問が残る。
- ・本条例は国民的に関心の高い条例であるため、より広く市民に周知するという意味でも、多くの手法を選択しても良かったのではないかと。
- ・同じ課で行われている複数の事業は、行政からすれば別々の事業であっても、市民からみると区別することは難しい。そのため、パブリックコメントや意見交換会の準備などの効率化にもつながるので、複数事業を同時に実施する手法を積極的に検討されたい。
- ・行政の個人情報提供手続に関する難解な条例制定にパブリックコメントで市民に意見を求めるのは、若干無理があるのではないかと。

## ② 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

審議会を広報で告知が出来なかったことは、結果として市民への情報提供を怠ったことになり、取り組み姿勢を問われても仕方がないと思われる。

パブリックコメントの結果を踏まえて、情報公開・個人情報保護審査会を開催しても良かったのではないかと。

《各委員からの意見》

- ・6月22日から7月21日に実施されたパブリックコメントへの意見としては、情報漏えいへの不安を訴えるものが多く、市民の関心は情報公開・個人情報保護にあったように思われるが、その意見が7月10日に開催された情報公開・個人情報保護審査会へその意見が伝わったか疑問が残る。
- ・国からの方針に準じた条例制定であるため、市民参加の余地は少ないと思われるが、市民の関心度の高いマイナンバーの取り扱いに関連する事案としてもう少し、市民の関心を集めるため、個人情報保護に対する行政の取組をスケジュールに取り入れアピールしても良かったのではないかと。

## ③ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

マイナンバー制度の導入にあたっては、国民的な議論があり関心が高いが、そもそも条文とは分かりにくいものであり、市民が抱く疑問や不安に応えるべく条文解説等の情報提供の配慮が必要ではなかったかと思われる。

条例概要の添付や市民の関心を高める為にマイナンバーの字句を用いる等創意工夫の努力が見られるが、必ずしも市民の理解や関心を反映した実績とは思われな。

《各委員からの意見》

- ・審議会開催の告知が広報でできなかったことは、評価できない。
- ・パブリックコメントによる市民参加の方法及び多種多様な受付方法は評価するが、これだけ全国民が関心がある「マイナンバー制度」であることを考えるとその割に意見数が4件と少なく感じる。
- ・マイナンバーについては、意見を募るというよりも、情報提供を徹底するしかないと思われる。今回の情報提供の仕方はおおむね適切と考える。

## ④ 改善点について

《各委員からの意見》

- ・パブリックコメントの意見数4件という結果を考えると、条例を理解するには難解な制度ではなかったのかと思慮する。誰でも分かりやすくまたパブリックコメントで、より多くの意見を聴取できるよう、市民目線の情報提供の方法や提供内容について一段の創意工夫を検討されたい。
- ・広報やホームページを通じて、「安全管理に関する基本方針」も公開し、「安全だ」と繰り返すだけでは、不安は払拭されない。本事業に限らないことであるが、担当者は市民目線に立って国の方針や条文をやさしく解説し、複数の手段を使い、何度でも意見交換会のような場を設けて、市としてヒューマンエラーをどう防いでいくのか、市独自の取り組みをしっかりと説明していく必要がある。
- ・今後、審議会開催の告知が出来なかった場合、他の方法（ホームページへの掲載、ツイッター、フェイスブックなど）で市民に周知する手段を検討されたい。
- ・審議会のように特定少数人による審議、意見聴取は市の意図が十分に伝わると思うが、一般市民の意見を聴取する場合は、意見聴取の対象事案が限定されたテーマであることを事前に徹底しないと、市として市民から聴取したい内容と市民の関心に行き違いが生じて、焦点がずれてしまう危険性があると考え。

## ⑤ 当該事業の評価について

+	A	-	+	(B)	-	+	C	-	+	D	-
---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---